研究目的に係る権利制限規定の創設に当たっての検討について(案)

|1.これまでの検討・法改正等の経緯|

① 平成21年1月著作権分科会報告書」及び平成21年著作権法改正

- ・ 高度情報化社会の下、インターネット上の膨大な情報等から情報・知識を抽出すること等によりイノベーションの創出が促進されるとの観点に立ち、画像・音声・言語・ウェブ解析技術等の研究開発の過程で行われる著作物等の利用における著作権法上の課題への対応について検討。その際、「早急に結論を得るべき研究開発分野」として情報解析技術の研究開発分野を設定しつつ、その他研究分野を限らない場合の権利制限規定の考え方についても検討。
- ・ 報告書では、情報解析分野の研究開発目的での著作物の利用については、一定の条件 の下で権利制限を行うことについては概ね意見の一致が見られた一方で、その他の研究 全般に関する権利制限については、権利制限を行うことが適当と認められる範囲が存在 することについて賛成意見が多かったが、権利制限が認められる主体の在り方や営利目 的・非営利目的の区別の有無等、具体的な範囲や条件について、引き続き検討を行う必 要があるとして、今後の検討課題とされた。
- ・ 報告書の内容を踏まえ、平成21年に著作権法が改正され、「情報解析のための複製等」 に係る権利制限規定(当時の法第47条の7(現行では法第30条の4第2号に相当)) が新設された。

② 平成23年1月著作権分科会報告書2及び平成24年著作権法改正

- ・ 技術の進展や社会状況の変化等に伴う個別権利制限規定による対応の限界等を踏まえ、 権利制限の一般規定の導入について検討。
- ・ 報告書では、技術開発・検証のための素材としての利用等を含め、「著作物の表現を 享受しない利用」(いわゆるC類型) について、一般規定による権利制限の対象として 位置付けることが適当であるとされた。
- ・ 報告書の内容を踏まえ、平成24年に著作権法が改正され、「技術の開発又は実用化の ための試験の用に供するための利用」に係る権利制限規定(当時の法第30条の4(現 行では法第30条の4第1号に相当))が新設された。

¹ http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2101_shingi_hokokusho.pdf 85 頁~93 頁参照

² http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2301_shingi_hokokusho.pdf 25 頁~62 頁参照

③ 平成29年4月著作権分科会報告書3及び平成30年著作権法改正

- ・ IoT, ビッグデータ, 人工知能等の「第4次産業革命」に関する技術を活用したイノ ベーションの創出が期待されていることなどを踏まえ, 技術革新等の社会の変化に対応 できる適切な柔軟性を備えた権利制限規定の在り方について検討。
- ・ 報告書では、新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限の在り方として、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる「多層的」な対応を行うことが適当であり、具体的には、<u>権利者に及び得る不利益の度合い等に応じて分類した三つの「層」について、それぞれ適切な柔軟性を確保した規定を整備することが適当であるとされた。</u>
- ・ 報告書の内容を踏まえ、平成30年に著作権法が改正され、既存の権利制限規定を整理・統合しつつ、3つの柔軟な権利制限規定(①法第30条の4(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)、②法第47条の4(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)、③法第47条の5(新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等))が新設された。これにより、例えば、法第30条の4により、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的しない場合には、基礎研究における著作物の利用や、人工知能(AI)開発のためのディープラーニングで採用されている代数的・幾何学的な情報解析における著作物の利用が可能となるなど、研究目的で実施可能な行為の範囲も拡大している。

④ 平成31年2月著作権分科会報告書4及び知的財産推進計画2019

- ・ 平成30年度の著作権分科会法制・基本問題小委員会において、ダウンロード違法化の対象範囲の見直しを検討する中で、それに関連する課題として、研究目的に係る権利制限規定(現行法において権利制限規定の存在していない利用形態に対応したものを指す。以下同じ。)の創設について検討する必要性が指摘された。
- ・ 報告書では、「本課題に係る検討の中では、研究者が、著作権侵害とされた著作物を研究目的でダウンロードすることを含め、研究目的での利用を適法とする根拠規定が存在しないため、そういった利用に係る権利制限の在り方についても検討を行うことが必要ではないか、との意見があった。この点については、私的使用目的に係る権利制限の対象範囲の在り方と直接関係するものではないが、一定の社会的意義・公益性が認められる利用であると考えられるため、今後、法制・基本問題小委員会において、権利者の利益保護の観点にも留意しつつ、検討を行っていくこととする」とされた。

³ http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904_shingi_hokokusho.pdf 3頁~67 頁参照

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/r1390054_02.pdf 83 頁参照

・ これを踏まえ、<u>知的財産推進計画 2019</u> (令和元年6月21日知的財産戦略本部決定) ⁵において、「<u>研究目的の権利制限規定の創設</u>や写り込みに係る権利制限規定の拡充等、 著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつ つ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期、中期)」とされた。

2. 現行法上の取扱い

研究目的での著作物の利用に関しては、現行法上、個人が職業以外の私的使用目的で行う 複製(法第30条第1項)や、情報解析、技術開発その他の著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用(法第30条の4)、図書館での文献複写サービス(法第31条第1項第1号)、論文等への引用⁶(法第32条)など、権利制限規定が適用される利用形態も一部あるものの、研究者等が業務として書籍や論文等を複製する行為等を一般的に許容する規定はない。

このため、<u>実態としては、著作権者や著作権等管理事業者から許諾を得て利用したり、い</u>わゆる黙示の許諾等の範囲を想定して利用が行われている場合が多いものと考えられる。

○著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)(抄)

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、<u>個</u>人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

 $-\sim$ 三 (略)

2 (略)

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

- 第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

 著作物の録音 録画その他の利用に係る技術の関係又は実用化のための試験の用に供する場
 - 一 著作物の録音,録画その他の利用に係る<u>技術の開発又は実用化のための試験</u>の用に供する場合
 - 二 <u>情報解析</u>(多数の著作物その他の大量の情報から,当該情報を構成する言語,音,影像その他の要素に係る情報を抽出し,比較,分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第 一項第二号において同じ。)の用に供する場合

⁵ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20190621.pdf 26 頁参照

⁶ 実際に引用して利用する場面のみならず、その前段階における準備行為としての資料収集についても、必要かつ合理的と認められる限度であれば、許容され得るものと考えられる。

三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当 該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用(プログラムの著作物 にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。)に供する場合

(図書館等における複製等)

- 第三十一条 国立国会図書館及び図書,記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする 図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第三項において「図書館等」という。) においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録 その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。
 - 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。 第三項において同じ。)の複製物を一人につき一部提供する場合
 - 二•三 (略)
- 2 · 3 (略)

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、<u>引用して利用</u>することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 (略)

【第2回小委員会における意見】

○ 研究の過程で、著作物に表現された思想・感情を享受して行われる利用に関して、そ うしたニーズがあがってきたときに、既存の権利制限規定でどの範囲まで対応できて、 どこから先は対応できないのかということについても、よく検討する必要がある。

3. 検討の進め方及び検討に当たっての視点

(1)検討の進め方(案)

研究目的に係る権利制限規定の創設の検討に当たっては、権利者の利益保護の観点を十分に踏まえつつ、<u>広範かつ多様な形で行われている「研究」のうちから権利制限規定の対象と</u>すべきものを特定するとともに、具体的な要件等について検討を深めていく必要がある。

この点,これまでの検討の蓄積が必ずしも十分ではなく,<u>直ちに制度設計等の議論を行う</u>のは困難であることから,以下のような流れで検討を進めることとしてはどうか。

<今年度>

- ① まずは、<u>自由討議</u>(本日及び次回の2回を想定)を通じて、<u>本課題の検討に当たって</u> <u>の視点</u>(制度設計等に当たって検討が不可欠となると考えられる事項など)について幅 広に議論・確認を行う。
- ② その視点を踏まえつつ、<u>調査研究を実施</u>し、(i)諸外国の法制度・運用の詳細、(ii) 国内における様々な研究活動に係る著作物の利用実態・ニーズ、(iii)関係する権利者 団体の意向等を調査する⁷。

【第2回小委員会における意見】

- 研究は公益的な要素があり奨励すべき重要性があると思われるが、研究には至らない調査や取材等についても著作権法の目的とする文化の発展に資する行為だと思われる。研究という行為がなぜ取り上げられるのか、研究にあって他にはない重要性が何なのかという点についても調査研究の過程で明らかにされるべき。
- 研究の過程で、著作物に表現された思想・感情を享受して行われる利用に関して、何らかニーズがあるのであれば、それに対して何かしらの法整備を行うことは然るべきであり、調査研究においてニーズを調査する必要がある。
- 研究については、条文を作らなければいけないような明示的な立法事実があまりない。研究者としては、研究的コピーが安定的に可能となるという点は望ましいことではあるが、権利制限規定が新設された結果、今まで黙示の許諾等で自由にできていた部分が、かえって使いにくくなるということにもなりかねない。真のニーズがどこにあるのかという点を慎重に調査・研究して丁寧に拾っていく必要がある。
- ソフトロー的な方向として、図書館分野の団体と権利を集中管理している団体の間で様々な話し合いを経て運用を決めた例は過去にもあり、国際的にも様々な分野でこうしたアプローチがとられているため、こうしたことが構造上どのくらいできる可能性があるのかといった観点からも調査を行っていくのが良い。

⁷ 先行研究として、平成 23 年度文化庁委託事業として行った「学術用途における権利制限の在り方に関する調査研究報告書」(平成 24 年3月 一般社団法人 比較法研究センター) (http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_s huppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h24_gakujyutsu_hokokusho.pdf) がある。その中で、大学・企業等の研究機関における著作物の利用実態や諸外国の法制度等について一定の調査・整理がなされていることから、これをベースに、具体的な制度設計等も視野に入れつつ、更なる調査研究を行っていくことが想定される。

<来年度以降>

③ ②の調査研究の結果を受け、<u>権利制限規定の制度設計等について検討</u>を行う。 その際、検討対象が非常に広範となることから、<u>例えば、ニーズが高い部分、正当化</u> 根拠が明らかな部分、権利者の利益への影響が比較的少ない部分などを切り出して先行 的に措置を行い、その後、その他の部分の措置について検討を行う、といった段階的な 対応を行うことも考えられる。

【第2回小委員会における意見】

○ 研究は非常に漠然としているため、何でも対象に入る可能性もある。研究とも呼べないような活動や研究に名を借りたような活動が含まれてしまうと、本丸の研究が疎かになりかねないため、ニーズを丁寧に拾った上で、まずは本丸の研究から段階的に検討を進めていくべきと思われる。

(2)検討に当たっての視点(案)

① 契約等8による対応可能性(対応困難性が特に高い部分の把握を含む)

【第2回小委員会における意見】

○ 現在、大学等の研究機関で何らかの権利処理がなされているのであれば、この仕組 みを改善・ブラッシュアップしていくというアプローチが、既存の制度との関係では 一番取り組みやすいのではないか。

② 対象とする「研究」の範囲:

(i) 主体:大学(教授等),独立行政法人,その他非営利の研究機関,企業,弁護士等の専門職種,個人,研究補助者やアドバイザーなど研究に補助的に関わる者,他人の研究のために研究素材等の提供を行う者 等

【第2回小委員会における意見】

○ 学問研究は制度化されたアカデミズムに閉じられていないため、在野の研究者など 組織に属さない形で研究する人たちを排除せず、包摂するようなルール形成をするこ とが望ましい。

⁸ 例えば、「学術機関リポジトリ」(大学等で生産された研究成果等を収集・保存し、広く一般に公開する電子アーカイブ)のように、研究者間での相互の自由利用を可能とするプラットフォームの構築・拡大を推進していくことなどが考えられる。

- 在野研究者や様々な立場で研究されている方々というのは、これからのオープンサイエンスの文脈の中でも大変重要である。
- 現在の自然科学・社会科学の一部では共同研究が行われているが、組織やグループ で研究を行う場合、国際共同研究などの場合の取扱いも検討する必要がある。
 - (ii) 分野:人文科学, 社会科学, 自然科学, 数学, その他(趣味等)
 - (iii) 研究段階:基礎研究, 応用研究, 開発研究(製品·技術開発)
 - (iv) 営利・非営利の別
 - (v) 行政による補助・委託等による公的な位置づけ(一定の審査・チェックを経たものへの限定の可否を含む)

【第2回小委員会における意見】

- 客観的な規定を設けて研究か否かを認定するのではなく、ソフトロー的・手続的に 一定の組織の審査プロセスを経ていれば、原則として研究として認めるという考え方 も有り得るのではないか。
- (審査プロセスの活用の可否については) どのような行為を権利制限の対象として 念頭に置くかで枠組みが変わってくると思われる。審査の前段階における資料収集な ども大事ではないかと思う。
 - (vi) 研究成果の公表や社会への還元

【第2回小委員会における意見】

○ 研究成果の公表や社会への還元については、研究目的で情報収集しても必ずしも成果に結びつかない場合や公表までに時間を要する場合があることにも留意する必要がある。また、公表すべき媒体を見つけにくい立場の人が研究をする場合も有り得るため、そういった点についても考慮が必要。

③ 研究と著作物利用との関連性(著作物利用の必要性の強弱)

【第2回小委員会における意見】

○ 研究目的の著作物利用といったときに、どういう形で著作物を利用するのかについて、大きく分けて二つの利用態様があるように思われる。一つはその著作物が研究の対象になっていて、その著作物を分析する場合であり、もう一つは、その著作物を文字通り利用して研究する場合。前者の場合は柔軟な権利制限規定もそういった場合に対応するものだと思うが、今回の議論は、文字通りその著作物を読むとか享受するということ(すなわち後者の場合)を一定程度許して良いという方向の議論なのだと思う。

④ 対象とする著作物の種類:

書籍(専門書・一般書など),雑誌,論文,新聞,ウェブ情報,その他(音楽・映像・写真・コンピュータプログラムなど) ※絶版となった著作物の取扱いを含む

【第2回小委員会における意見】

- アウトオブコマース, 絶版図書等については, 権利者に不当な不利益を与えないことが前提となっており, 権利上特別に取り扱うことを含めて検討することは重要。
- **⑤ 情報源の適法性(違法にアップロード・複製等がされた著作物を対象にするか)**

【第2回小委員会における意見】

- ドイツやフランスでは私的使用に関して情報源の適法性を要求しているが、研究目的の利用について、フランスは情報源の適法性を要求しているものの、ドイツの最新の立法では要求していないようであり、立法政策も大きく変わり得る微妙なところ。 一つの権利制限規定の大きなジャンルを作るという大きな話なので、しっかりとした基礎研究をした上で検討を進めるべき問題である。
- ⑥ **著作物の利用態様**:利用の形態・分量,他者への提供の有無等

【第2回小委員会における意見】

○ 複製権の権利制限に限定して考えると検討が行いやすい。公衆への提示・提供まで 含めて検討を行うと、研究の名を借りた違法頒布や違法送信のような論点が生じる可 能性があり、慎重な検討が必要となる。 ○ 文系の研究においては個人や比較的少数で著作物を利用する場合が多いと思われるが、そのような場合には基本的には複製行為が中心になると思われる。これに対して多くの人が関わる研究においては、インターネットで関わる人に情報を送信したり共有しなければならないことから公衆送信が問題となることもある。このように研究の対象や研究分野によって著作物の利用態様に様々な違いが生じるように思われる。

⑦ 権利者の利益保護への配慮:

- (i) 既存の著作物の流通・利用市場への影響及びそれを踏まえた制度設計 (特に専門書・論文・データベースなど)
- (ii)権利制限に伴う補償金の要否(補償金が必要となる利用形態等の特定) 等

⑧ 規定の明確性・柔軟性のバランス9

⑨ その他関連する課題:

国立国会図書館から図書館等に送信された絶版等資料へのアクセスの容易化(法第 31 条第 2 項・第 3 項の適用場面の拡大) 10 等

【第2回小委員会における意見】

- 新たな権利制限規定を整備するとともに、図書館やアーカイブ等を通じた著作物利用 の円滑化についてもあわせて取り組まれるべきである。
- 図書館の権利制限規定を改善するなど、権利制限規定の新設と既存の権利制限規定の 改善を組み合わせた方が効果的に対応することができるのではないか。
- 欧州各国のなかには、図書館の資料を一定の範囲でファックスやメール等で送信できる仕組みを取り入れている国が相当程度存在するが、我が国では第31条(第1項第1号)の対象が複製のみであるため、法律上許諾を取らなければならないが、著作権管理団体の加盟率が高い分野でもないため、コレクティブライセンスのも機能しづらい。ドイツ法でも補償金を前提にした運用だと認識しているが、資料へのアクセス容易化を考えた場合に、デジタルネットワーク環境に対応した形に考え直していくことが重要。

⁹ 研究目的に係る権利制限規定は、平成29年4月著作権分科会報告書における権利制限規定の類型化によると、基本的に第三層(著作物の市場と衝突する場合があるが、公益的政策実現等のために著作物の利用の促進が期待される行為類型)に分類されるものであることを踏まえて、適切な規定の在り方を検討する必要があると考えられる。

¹⁰ 国立国会図書館はデジタル化された絶版等資料を図書館等に送信し、送信先の図書館等において端末を利用しての閲覧や、一部複製を行うことができる(法第31条第2項・第3項)が、利用者がこれらのサービスを受けるためには各図書館等にアクセスする必要がある。